

公安委員会定例会議(第8回)の開催状況

第1 日 時 令和4年3月23日(水)

午後2時10分～午後4時10分

第2 出席者 五葉委員長、曾我部委員、渡部委員

本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、違法収集証拠について述べる。違法収集証拠とは、捜査手続に違法がある場合、その捜査から得られた証拠の証拠能力を否定する考え方であり、平成15年2月14日付最高裁判決において、「捜査手続の違法性の程度が令状主義の精神を没却するような重大なものであり、その証拠を事實認定の資料として許容することが将来の違法な捜査を抑制するために相当でないと認められるときに限り、証拠能力が否定される」とされた。

つまり、警察官が犯人逮捕のために現場で緊張しながら一生懸命に捜査している過程において、多少の強制的な行為が生ずることは仕方なく、違法だから即座に証拠能力を否定するのは問題があるとする一方、逮捕状を示さず逮捕するなどの重大な違法があった場合には、証拠能力を否定して被疑者等を無罪とせざるを得ないというのが裁判所の考え方である。

警察においては、この最高裁判決を念頭に置きつつ、引き続き、適正な捜査手続に努め、県民一人一人の安全安心を確保していただきたい。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和4年第7回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 警察署協議会委員の委嘱及び委嘱状の交付

総務室から、警察署協議会委員の委嘱及び委嘱状の交付について伺いがあり了承した。

(3) 警察署協議会委員の解嘱申請

総務室から、警察署協議会委員の解嘱申請について伺いがあり了承した。

(4) 個人情報開示請求に係る全部開示及び部分開示

総務室から、個人情報開示請求に係る全部開示及び部分開示について伺いがあり了承した。

(5) 風俗営業等事務取扱要領の制定

生活安全部から、風俗営業等事務取扱要領の制定について伺いがあり

了承した。

(6) 業務委託契約の決裁

交通部から、業務委託契約の決裁について伺いがあり了承した。

(7) 指定自動車教習所に関する報告

交通部から、指定自動車教習所に関する報告について伺いがあり了承した。

(8) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果17件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和4年2月定例県議会の開催結果

総務室長から、2月22日から3月18日までの25日間開催された令和4年2月定例県議会の結果について報告があった。

委員から、「さまざまな意見等を聞き、定例県議会の場で、警察から情報発信していくことは警察業務の活性化にもつながる。引き続き行ってもらいたい」との発言があった。

委員から、「交通事故抑止に向けた交通安全施設の整備を進めていただきたい」との発言があった。

(2) 公安4機関（警察・消防・自衛隊・海保）の女性職員によるオンライン交流会の実施

警務部長から、公安4機関（警察・消防・自衛隊・海保）が女性職員の働きやすい職場環境に関する情報交換の一環として実施したオンライン交流会について報告があった。

委員から、「警察が他の機関の手本となる一方、他機関の良い点はどんどん取り入れるなどして、女性職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「働く女性職員の活躍が広がる中、さまざまな団体が合同で意見交換できる場を持つことはすばらしい。引き続き積極的に開催してもらいたい」との発言があった。

委員から、「女性職員が気軽に育児休業を取得できる環境づくりにも取り組んでもらいたい」との発言があった。

(3) 特殊詐欺捜査室の新設

刑事部長から、令和4年度から組織犯罪対策課に新たに設置予定の「特殊詐欺捜査室」について報告があった。

委員から、「時代とともに犯罪の傾向は変化するため、それに応じて警察組織も変わる必要がある。新設される特殊詐欺捜査室には成果を期待している」との発言があった。

委員から、「特殊詐欺被害が増加している中、特殊詐欺を専門に扱う組織が新設されることは組織にとって大きな力になる。特殊詐欺対策を強力に進めてもらいたい」との発言があった。

委員から、「被疑者の検挙に至った場合、背後に暴力団組織の存在が明らかであれば損害賠償請求訴訟を提起することも可能であるが、明らかでない場合は被害回復が困難となっている。特殊詐欺組織の撲滅に向けて、できるところから進めてもらいたい」との発言があった。

(4) 交通重大事故抑止 3か月対策（第2四半期）の実施

交通部長から、交通重大事故抑止 3か月対策（第2期（4月～6月））の実施について報告があった。

委員から、「運転手が適度な緊張感を持ち続けることができるよう、レッド走行など警察官の姿を見せる活動を積極的に実施するなどして、交通事故の発生件数を減少させてもらいたい」との発言があった。

委員から、「速度を出し過ぎる車両が多い気がする。速度が出やすい道路安全施設の点検のほか、可搬式装置を活用するなどした速度取締にも取り組んでもらいたい」との発言があった。

委員から、「道路の横断歩道がない場所を横断中の高齢者が交通事故に遭う場合が多いと考える。加齢によって判断能力等が徐々に衰えてくる高齢者が対象となる事故を防止することはとても難しいと思うが、引き続き各種対策に努めていただきたい」との発言があった。

(5) 初任科生入校式の実施

警察学校長から、初任科第182期（短期課程）、第183期（長期課程）及び一般職員初任科第35期の入校式の実施予定（4月6日）について報告があった。

(6) 初任科生に対する指導方針の見直し

警察学校長から、警察学校における初任科生に対する指導方針の見直しについて報告があった。

委員から、「今回の改正は、社会人としてのマナーや常識など、本当に大切なものは何かについてよく考えられていると思う。警察官は社会の中でいろいろな人と会う。そのような人の思いや願いが理解できる心も育ててもらいたい」との発言があった。

委員から、「企業も同様であるが、最も大切なことは職業を好きになることを念頭においた指導である。途中でリタイヤすることなく、初任科生全員が卒業できる教育を進めてもらいたい」との発言があった。

(7) 監察案件に関する報告

首席監察官から、監察案件に関する報告があった。

4 その他

本部長から、「委員長説示のとおり、捜査手続について違法になることが一切ないように適正手続を遵守するとともに、その大切さについて、今

一度、認識を新たにして業務を進めてまいりたい」「松山高等学校の跡地を訪ねると、高浜虚子に師事した文学者の中村草田男の句碑があり、そこに書かれた『青春、友情、希望—ここに存在せし一切のものの不滅を信ず』という句を目にすることができる。今は廃校になった松山高等学校で得たであろう「青春、友情、希望」の価値観を卒業してからも大事にしていくということの尊さをここに記していると感じる。警察学校では初任科生が社会人としてのマナーや警察官としての生きざま等、多くの新しい価値観を身につけることになる。中村草田男が詠んだ句のように、警察学校では一生の警察人生において指針となるべき洗練された教育を行っていきたい」「県警察では、3月22日に大規模な人事異動を実施した。新たな体制となってもチーム県警一丸となって、県民の安全と安心のためにしっかりと仕事をしていきたい」との発言があった。

以上